

退学する場合の学納金等の取り扱い

退学の時期	「退学願」の受理日	退学許可日	学納金等の取り扱い
2025年度後学期末 退学	～2026年3月31日(火)	2026年3月31日付	2025年度分が納入されている場合に受理
2026年度前学期 中途退学	2026年4月1日(水)～ 随時	随時	2026年度前学期分が納入されている場合に受理
2026年度前学期末 退学	～2026年9月18日(金)	2026年9月20日付	2026年度前学期分が納入されている場合に受理
2026年度後学期 中途退学	2026年9月24日(木)～ 随時	随時	2026年度後学期分が納入されている場合に受理
2026年度後学期末 退学	～2027年3月31日(水)	2027年3月31日付	2026年度分が納入されている場合に受理

(注1)退学願の提出先:教務課

(注2)土曜日・日曜日・祝日は、受理できません。受付時間:8:50～17:50

(注3)学納金等とは、授業料、施設設備費、教育充実費、諸会費等を指す。

(注4)期日に関わらず、早めにアドバイザーへ相談をお願いします。

(注5)日本学生支援機構の奨学金採用者については、各前月20日までに手続きが必要です。20日を過ぎた場合、奨学金の振込超過となり、返戻手続きが必要となります。詳細は学生支援課にお問い合わせください。